

工場立地法検討小委員会報告書を受けた具体的見直し案

. 工場敷地外に設置された緑地・環境施設の扱い

1. 小委員会報告書における指摘

現に立地している特定工場が生産施設の増改築を行う場合であって、敷地内に緑地面積規制を充足するための十分な緑地等を確保する余地が無いときは、当該工場が地方自治体に対して申し出を行い、申し出を受けた地方自治体が「工場等の周辺の区域」外の緑地又は環境施設についても考慮する仕組みとすることが適当である。

この際、地方自治体は、工場の周辺地域の住環境の保持の観点から、どの程度の地理的範囲の敷地外緑地等が敷地内緑地等と同程度の効果をもつと考えられるかについて検討を行い、あらかじめガイドラインや基準を作成しておくことが適当である。

また、都道府県において、こうした判断基準策定が困難な場合には、市町村の協力を得ることも重要である。

2. 具体的な措置の内容

工場立地法運用例規集 2 - 2 - 3（法第 4 条第 1 項の規定に適合しない場合の勧告の基準）に例示する「勧告しないことができる個別的事情」に、「敷地外緑地等が整備される場合」を追加する。具体的には、次の各要件を満たす場合には勧告しないことができるものとする。

現に設置されている工場等が生産施設の増改築に際して「工場等の周辺の区域」外の土地に相当規模の緑地又は環境施設を整備する場合であること
敷地内に緑地・環境施設に係る準則面積率を充足するだけの緑地等を確保できない場合であること

の敷地外緑地・環境施設によって実質的に準則面積率を充足していること
都道府県等があらかじめ作成したガイドラインや基準に照らし、また、必要と判断する場合は地元市町村に意見を求め、整備される敷地外緑地等が工場周辺地域の生活環境の保持に寄与するものであると認めること

・立体的に見て緑の量が十分に確保されている工場の扱い

1. 小委員会報告書における指摘

工場周辺住環境との調和という観点からすると、工場敷地の周辺部に整備された緑地によって工場周辺の住環境から当該工場が視覚的に遮断されている状態は、周辺住環境との調和が保たれ、周辺地域の生活環境が保持されている状態のひとつであるとみることができる。

現に立地している特定工場が生産施設の増改築を行う場合であって、敷地内に緑地面積規制を充足するための十分な緑地を確保する余地が無いときに、当該工場が工場周辺の複数地点の住環境を視点とした工場施設の立面図を提出し、立体的にみて十分な量の緑が確認できる場合には、実質的に工場立地法の規制を満たしているとみなすことができる運用とすることが適当である。

この場合、どの程度の量の緑が視覚的に確保されていれば工場周辺の住環境との調和が保たれていると判断しうるか等について、国は、あらかじめガイドラインや判断基準を示しておくことが適当である。

2. 具体的な措置の内容

工場立地法運用例規集 2 - 2 - 3（法第4条第1項の規定に適合しない場合の勧告の基準）に例示する「勧告しないことができる個別的事情」に、「工場敷地に整備された樹木等によって工場周辺の住環境から当該工場が視覚的に遮断されている場合」を追加する。具体的には、次の各要件を満たす場合には勧告しないことができるものとする。

現に設置されている工場等の生産施設の増改築に際して、敷地内に緑地・環境施設に係る準則面積率を充足するだけの緑地等を確保できない場合であること

敷地内に整備される樹木、壁面緑化施設等により、工場周辺の住宅等から生産施設等が視覚的に一定程度以上遮蔽されること

遮蔽率の算定手法は、資料2参照

国は、算定手法等に関して、ガイドラインを公表する。

・業種ごとの生産施設面積率の見直し

1. 小委員会報告書における指摘

生産施設面積率については、平成9年及び16年に、各業種における環境負荷物質（SOx、NOx、ばいじん、COD、BOD、SSの6種類）の生産施設面積一単位当たりの排出量から算出される低減率（環境負荷排出量低減率）に応じた見直しを実施している。前回の見直しから3年が経過し、更に環境負荷排出量が低減している業種も存在すると考えられることから、改めて生産施設面積率の見直しを行うことが適切である。

過去2回の見直し作業においては、環境負荷排出量低減率の大きかった業種についても、10%、15%、20%、30%、及び40%の5段階に分けられた生産施設面積率区分の中で、一段階に限った移動（緩和）しか認めていない。一段階に限定することに合理性が見られないことから、環境負荷排出量低減率の大きさに応じた生産施設面積率とすることが適当である。

現行の生産施設面積率区分においては、全業種を10～40%の5段階の区分に位置づけている。企業にとっては、土地の有効活用を図ることは国際競争力の観点からも非常に重要な課題であることに鑑みれば、より環境負荷排出量の低減率等の実態に即した生産施設面積率を設定することが適切である。このため、現行40%が上限となっている生産施設面積率区分の引き上げについて検討すべきである。

2. 具体的な措置の内容

「工場立地に関する準則（告示）」の別表を改正し、業種ごとに、法制定当時と今日とを比較した環境負荷排出量低減率に応じて、新たな生産施設面積率を設定する。

このため、過去2回の見直しにあたって調査した環境負荷排出量低減率及び最新の排出量データに基づく低減率を通算し、法制定当時からの低減率を算出した。

準則別表の生産施設面積率区分を、現行の5区分（概ね10%刻み）から5%刻みに変更し、業種ごとの環境負荷排出量低減状況をより適切に反映させる。

また、現行40%としている面積率の上限区分について、65%に引き上げる。これは、都道府県が条例で地域準則を設定する場合における環境施設面積率の最大値が35%（第一種区域）であるため、都道府県の条例制定における裁量権を阻害しない範囲で、環境負荷排出量低減状況を最大限に反映した数値である。

併せて、準則別表中の業種名について、日本標準産業分類の第12次改定（平成20年4月施行）に合わせた技術的修正を行う。

（参考）緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準（平成10年告示）

	第一種区域	第二種区域	第三種区域
緑地の面積の敷地面積に対する割合	(百分の二十超百分の三十以下)以上	(百分の十五以上百分の二十五以下)以上	(百分の十以上百分の二十未満)以上
環境施設の面積の敷地面積に対する割合	(百分の二十五超百分の三十五以下)以上	(百分の二十以上百分の三十以下)以上	(百分の十五以上百分の二十五未満)以上